

東久留米市青少年問題協議会条例

昭和 54 年 6 月 30 日

条例第 26 号

改正 昭和 57 年 7 月 1 日条例第 18 号 平成 12 年 12 月 20 日条例第 61 号

東久留米市青少年問題協議会条例（昭和 37 年東久留米市条例第 6 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、東久留米市に市長の附属機関として、東久留米市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（職務）

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 3 条 協議会は、会長および次に掲げる委員 42 人以内をもつて組織し、市長が委嘱または任命する。

- （1） 青少年の育成にかかわる市民 30 人以内
- （2） 学識経験を有する者 4 人以内
- （3） 東久留米市議会の議員 2 人以内
- （4） 関係行政庁の職員 4 人以内
- （5） 東久留米市に勤務する職員 2 人以内

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

（会長の権限ならびに副会長の設置および権限）

第 5 条 会長は、市長がこれに当り、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長および副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数および表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、協議会委員および東久留米市に勤務する職員のうちから会長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該委員および職員の任期による。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条の改正によりあらたに任命または委嘱された委員の任期は、この条例施行の際現に在任する委員の任期の満了の日までとする。

付 則(昭和57年7月1日条例第18号)

1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

2 第3条の改正により、従前の委員の任期は、昭和59年3月31日までとする。

付 則(平成12年12月20日条例第61号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。